

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)</p> <p>第七条の十の四 法第三十二条第十項に規定する政令で定める支出は、次に掲げる費用の支出とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日)までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用</p> <p>イハ 略</p> <p>三 略</p> <p>(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の範囲等)</p> <p>第七条の十三の三 法第三十四条第一項第一号に規定する政令で定めるやむを得ない支出は、次に掲げる支出とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その</p>	<p>(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)</p> <p>第七条の十の四 同上</p> <p>一 略</p> <p>二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日</p> <p>までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用</p> <p>イハ 略</p> <p>三 略</p> <p>(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の範囲等)</p> <p>第七条の十三の三 同上</p> <p>一 略</p> <p>二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その</p>

他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

イハ 略

三及び四 略

2 法第三十四条第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）とする。

（被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲）

第三十五条の三の六 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する支出で

政令で定めるものは、次に掲げる費用の支出とする。

一 略

二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用

イハ 略

三 略

他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日

までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

イハ 略

三及び四 略

2 法第三十四条第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）とする。

（被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲）

第三十五条の三の六 同上

一 略

二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日

までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用

イハ 略

三 略

第四十八条の六の二 法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で

定めるやむを得ない支出は、次に掲げる支出とする。

一 略

二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

イハ 略

三及び四 略

2 法第三百十四条の二第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）とする。

附則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 44 略

45 法附則第十五条第三十八項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

第四十八条の六の二 同上

一 略

二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日

イハ 略

三及び四 略

2 法第三百十四条の二第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）とする。

附則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 44 略

46 法附則第十五条第四十項に規定する避難の用に供する償却資産として

政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第六十条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

**第十八条** 法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡（以下この項及び第六項において「株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 三 略

2 5 10 略

（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

**第十八条** 法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡（以下この項及び第六項において「株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項）の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 三 略

2 5 10 略

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等)

第二十四条 法附則第四十二条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出

とする。

2 法附則第四十二条第一項の規定により法第三十四条第一項の規定が適用される場合における第七条の十三の三第二項の規定の適用については、同項中「支出」  
「とあるのは、「支出(法附則第四十二条第二項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限り。」とする。

3 第七条の十三の四の規定は、法附則第四十二条第一項に規定する特例損失金額(次項及び第五項)において「特例損失金額」という。)を計算する場合について準用する。

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等)

第二十四条 法附則第四十二条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法附則第四十二条第二項に規定する申告書(市町村長が当該申告書に同条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がないことについてやむを得ない理由があると認める場合は、道府県民税の納税通知書が送達された時後に提出された法第四十五条の二第一項若しくは第三項の規定による申告書(法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)又は前年分の所得税に係る東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第四条第二項に規定する修正申告書若しくは更正請求書)の提出の日の前日までにしたものとす。

2 法附則第四十二条第一項の規定により法第三十四条第一項の規定が適用される場合における第七条の十三の三第二項の規定の適用については、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる」とあるのは、「附則第二十四条第一項に規定する」とす。

3 第七条の十三の四の規定は、法附則第四十二条第一項に規定する特例損失金額(次項から第六項まで及び次条第一項において「特例損失金額」という。)を計算する場合について準用する。

4 法附則第四十二条第一項の規定の適用を受けた道府県民税の所得割の納税義務者の同項の規定により適用される法第三十四条第一項の規定に

4| 略

5| 略

6| 法附則第四十二条第三項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出

とする。

7| 法附則第四十二条第三項の規定により法第三百十四条の二第一項の規定が適用される場合における第四十八条の六の二第二項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（法附則第四十二条第四項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）」とする。

8| 第七条の十三の四の規定は、法附則第四十二条第三項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）を計算する場合について準用する。

より控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における法附則第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「平成二十三年に」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年に」とする。

5| 略

6| 略

7| 法附則第四十二条第三項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法附則第四十二条第四項に規定する申告書（市町村長が当該申告書に同条第三項の規定の適用を受けようとする旨の記載がないことについてやむを得ない理由があると認める場合は、市町村民税の納税通知書が送達された時後に提出された法第三百十七条の二第一項若しくは第三項の規定による申告書（法第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）又は前年分の所得税に係る震災特例法第四条第二項に規定する修正申告書若しくは更正請求書）の提出の日の前日までにしたものとする。

8| 法附則第四十二条第三項の規定により法第三百十四条の二第一項の規定が適用される場合における第四十八条の六の二第二項の規定の適用については、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる」とあるのは、「附則第二十四条第七項に規定する」とする。

9| 第七条の十三の四の規定は、法附則第四十二条第三項に規定する特例損失金額（以下この条及び次条第三項において「特例損失金額」という。）を計算する場合について準用する。

10| 9|  
略 略

**第二十五条** 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第三十四条第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四十二条第一項に規定する損失対象金額のうち、その者と生計を一にする第七条の十三第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第一項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

10| 法附則第四十二条第三項の規定の適用を受けた市町村民税の所得割の納税義務者の同項の規定により適用される法第三百十四条の二第一項の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年度以後の各年において生じたものである場合における法附則第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

11| 略  
12| 略

**第二十五条** 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第三十四条第一項の規定の適用により控除された金額に係る特例損失金額のうち、その者と生計を一にする第七条の十三第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第一項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項及び次項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2| 法附則第四十二条第一項の規定の適用を受けた道府県民税の所得割の納税義務者の同項の規定により適用される法第三十四条第一項の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」

2| 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第三項の規定の適用を受けた場合において、法第三百十四条の二第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四十二条第三項に規定する損失対象金額のうち、その者と生計を一にする第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

(東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例)

第二十七条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法附則第四十四条第一項から第三項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この

とする。

3| 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第三項の規定の適用を受けた場合において、法第三百十四条の二第一項の規定の適用により控除された金額に係る特例損失金額のうち、その者と生計を一にする第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項及び次項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

4| 法附則第四十二条第三項の規定の適用を受けた市町村民税の所得割の納税義務者の同項の規定により適用される法第三百十四条の二第一項の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

(東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例)

第二十七条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法附則第四十四条第一項から第三項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この



項及び第五項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は附則第二十四条第五項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、第七条の九の規定を適用する。

4～7 略

8 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法附則第四十四条第四項から第六項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この項及び第十項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は附則第二十四条第十項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、第四十八条の三の規定を適用する。

9及び10 略

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第二十七条の二 法附則第四十四条の二第一項の規定により法附則第三十

四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第一項

項及び第五項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は附則第二十四条第六項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、第七条の九の規定を適用する。

4～7 略

8 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法附則第四十四条第四項から第六項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この項及び第十項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は附則第二十四条第十二項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、第四十八条の三の規定を適用する。

9及び10 略

中「又は第三十五条の二第一項」とあるのは「又は第三十五条の二第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第二項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第二項中「又は第三十五条第一項」とあるのは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2| 法附則第四十四条の二第三項の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「又は第三十五条の二第一項」とあるのは「又は第三十五条の二第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合

を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一項」とあるのは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第八項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

**（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）**

**第二十七条の三** 法附則第四十四条の三第一項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

2 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第二項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合（同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの

期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。

3| 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

4| 法附則第四十四条の三第三項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

5| 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。

6 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

(東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

第二十八条 法附則第四十六条の規定によつて同条に規定する徴収された利子割の額の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを同条に規定する営業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該道府県知事においてやむを得ない事情があると認められる場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 四 略

五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。次条において「震災特例法」という。) 附則第三条第一項各号に掲げる事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細  
六及び七 略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十一条 略

2 略

3 法附則第五十一条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

(東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

第二十八条 法附則第四十六条の規定によつて同条に規定する徴収された利子割の額の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを同条に規定する営業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該道府県知事においてやむを得ない事情があると認められる場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 四 略

五 震災特例法

附則第三条第一項各号に掲げる事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細  
六及び七 略

(東日本大震災に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十一条 略

2 略

とする。

- 一 被災農用地（法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地をいう。第四号において同じ。）の平成二十三年三月十一日における所有者
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者の三親等内の親族

- 四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災農用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人
- 4 | 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内家屋（法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

- 三 法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋（次項第三号において「代替家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 略

- 3 | 法附則第五十一条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内家屋（法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

- 三 法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋（次項第三号において「代替家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 略

5| 法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象土地（法附則第五十一条第五項に規定する対象土地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「対象土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十一条第五項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該対象土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四 略

6| 法附則第五十一条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内農用地（法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは

4| 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象土地（法附則第五十一条第四項に規定する対象土地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 略

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「対象土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該対象土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四 略

合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内農用地に係る事業を承継させたときに、おけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

7| 前各項に規定する者が法附則第五十一条第一項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る不動産取得税の特例に関する手続)

第三十一条の二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

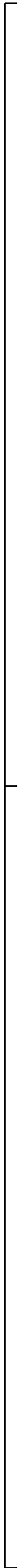
(東日本大震災に係る固定資産税等の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第三十三条の二 法附則第五十六条の二第三項に規定する線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とする。

2| 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十六条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

5| 前各項に規定する者が法附則第五十一条第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。





附則第五条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号））

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置） 第三条 平成二十三年四月二十一日における地方税法附則第五十一条第四項</p>	<p>附則 （平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置） 第三条 平成二十三年四月二十一日における東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新令附則第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、地方税法施行令附則第三十一条第四項、第五項及び第七項、第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>、第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>附則第三十一条第 法附則第五十一</p>	<p>附則第三十一条第 法附則第五十一</p>
<p>東日本大震災における原子力発</p>	<p>東日本大震災における原子力発</p>

附則第三十一条第					四項
	法附則第五十一	法附則第五十一 条第四項に規定 する代替家屋	法附則第五十一 条第四項に規定 する対象区域内 家屋	同項に規定する 警戒区域設定指 示が行われた日	電所の事故による災害に対処す るための地方税法及び東日本大 震災に対処するための特別の財 政援助及び助成に関する法律の 一部を改正する法律（平成二十 三年法律第九十六号。以下「地 方税法等改正法」という。）附 則第二条の規定により読み替え て適用される法附則第五十一 条第四項に規定する政令で定める 者
地方税法等改正法附則第二条の	定する代替家屋	規定により読み替えて適用され る法附則第五十一条第四項に規 定する代替家屋	平成二十三年三月十一日	地方税法等改正法附則第二条の 規定により読み替えて適用され る法附則第五十一条第四項に規 定する対象区域内家屋	

附則第三十一条第					三項
	法附則第五十一	法附則第五十一 条第三項に規定 する代替家屋	法附則第五十一 条第三項に規定 する対象区域内 家屋	同項に規定する 警戒区域設定指 示が行われた日	電所の事故による災害に対処す るための地方税法及び東日本大 震災に対処するための特別の財 政援助及び助成に関する法律の 一部を改正する法律（平成二十 三年法律第九十六号。以下「地 方税法等改正法」という。）附 則第二条の規定により読み替え て適用される法附則第五十一 条第三項に規定する政令で定める 者
地方税法等改正法附則第二条の	定する代替家屋	規定により読み替えて適用され る法附則第五十一条第三項に規 定する代替家屋	平成二十三年三月十一日	地方税法等改正法附則第二条の 規定により読み替えて適用され る法附則第五十一条第三項に規 定する対象区域内家屋	

略	五項	附則第三十一条第七項	前各項	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第五項
	条第五項	第一項から第三項まで、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される第四項若しくは第五項又は前項	から第六項まで	平成二十三年三月十一日	規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第五項又は同条第六項
略	四項	附則第三十一条第五項	前各項	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項
	条第四項	第一項若しくは第二項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される第三項若しくは前項	から第四項まで	平成二十三年三月十一日	規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項若しくは第四項